

# 厚生文教委員会報告書

令和3年12月15日

備前市議会議長 守井秀龍 殿

委員長 中西裕康

令和3年12月15日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

## 記

案 件	審査結果	少数意見
議案第106号 令和3年度備前市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決	なし
議案第111号 令和3年度備前市病院事業会計補正予算(第1号)	修正可決	あり
議案第114号 備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第116号 備前市ケアラー支援の推進に関する条例の制定について	原案可決	なし
議案第119号 備前市特別養護老人ホーム大ヶ池荘、備前市養護老人ホーム蕃山荘及び備前市デイサービスセンター大ヶ池荘の指定管理者の指定について	原案可決	なし
請願第21号 市長選挙の不正を糾す意見書の提出を求める請願	継続審査	—
請願第23号 地方公務員法第29条第1項第2号に抵触する職務怠慢の備前市職員に懲戒処分を求める請願	不採択	なし

### <所管事務調査>

- 新型コロナウイルス蔓延の第6波に備えて

### <報告事項>

- 第4次備前市男女共同参画基本計画(素案)へのパブリックコメントについて(市民協働課)
- PCR検査補助実績について(保健課)
- ワクチン接種証明書(電子版)について(新型コロナウイルスワクチン対策課)
- 国の子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)振込予定について(子育て支援課)

- 電子カルテシステムのセキュリティー状況について（市立病院）
- 市立3病院の年末年始の休日当番医体制について（市立病院）
- 社会福祉法人浜っ子指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分について（社会福祉課）
- 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について（社会福祉課）

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議案第106号の審査	2
議案第111号の審査	3
議案第114号の審査	7
議案第116号の審査	9
議案第119号の審査	15
請願第21号の審査	17
請願第23号の審査	18
報告事項	19
所管事務調査	24
閉会	27



## 厚生文教委員会記録

招集日時	令和3年12月15日（水）	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時29分	開会 ～	午前11時44分	閉会
場所・形態	委員会室	会期中（第6回定例会）の開催		
出席委員	委員長	中西裕康	副委員長	西上徳一
	委員	星野和也		立川 茂
		森本洋子		山本 成
		青山孝樹		藪内 靖
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	守井秀龍		
傍聴者	議員	なし		
	報道関係	なし		
	一般傍聴	なし		
説明員	市民生活部長	藤田政宣	市民課長	藤森仁美
	市民協働課長	浅野隆之	公共交通課長	杉田和也
	環境課長	芳田 猛		
	保健福祉部長 兼 福祉事務所長	河井健治	保健課長 兼 新型コロナ ウイルスワクチン 対策課長	森 優
	介護福祉課長	竹林伊久磨	社会福祉課長	新庄英明
	子育て支援課長	中野智子	地域福祉連携課長	江見清人
	日生総合支所長	坂本基道	吉永総合支所長	久保山仁也
	日生総合支所管理課長	菊川智宏		
	病院総括事務長 兼 日生病院事務長	濱山一泰	備前病院事務長 兼 さつき苑事務長	尾崎嘉代
	吉永病院事務長	藤澤昌紀		
審査記録	次のとおり			

## 午前9時29分 開会

○中西委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は8名でございます。定足数に達しておりますので、これより厚生文教委員会を開会いたします。

本日は、市民生活部、保健福祉部、市立病院ほか関係の議案審査、請願審査、所管事務調査を行います。

### \*\*\*\*\* 議案第106号の審査 \*\*\*\*\*

それでは、議案第106号令和3年度備前市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を希望される方の発言を許可いたします。

よろしいですか。

○立川委員 9ページ、6款繰入金、一般会計繰入金、240万9,000円。その他一般会計繰入金ということで収入に上げられておるんですが、コロナ対策費から回るんでしょうか。丸々一般会計からなんんでしょうか。その辺分かりますか。

○森保健課長 この予算を計上した時点では、交付金から手当てをというところで予算を計上しておりましたけれども、先日国から通知がありまして、国保の補助で支弁するという通知がありましたので、今回この補正予算で計上させていただいているんですけれども、次回の議会のときには、また補正ということで国保の国からの補助金を充てるということで対応するようになると思います。そのときはまたよろしく願いいたします。

○立川委員 ということは、交付金で賄えるんですが、取りあえず立替えだという解釈でよろしいですか。

○森保健課長 お見込みのとおりでございます。

○立川委員 続いて、歳出の10ページ、9款諸支出金で償還金、国県支出金等過年度分返還金956万1,000円が上がっているんですが、コロナ禍ということでこの1年、受診控えというのめかなりあったと思われるんですが、前年比で何かコメントがあれば、コロナ禍でこのぐらい変わったよとかというのがあれば教えていただきたいんですが。

○森保健課長 療養費につきましては、コロナの関係で、昨年度から全体的に支出のほうは少なくなってきたような状況なんですけれども、1人当たりの医療費につきましては増加傾向にあるという状況でございます。

○立川委員 コロナ禍で受診控えの影響もあったんじゃないかと、ところが個人の分については上がっていると。年代層で言えばどの年代層がしっかり病院にかかっておられるんでしょうね。

○森保健課長 年齢層につきましては、そこまで分析をしていないので、今お答えすることができません。すみません。

○立川委員 それでは、今後どう動くんでしょうね。今回は956万1,000円という償還金

が発生したということなのですが、今後見込みとすればどうですか。コロナがまあまあ安定のまままでいくと仮定したら返還金は上がりそうですか、下がりそうですか。

○森保健課長 この返還金につきましては、国庫への過年度分返還金ということなのですが、主なものについては療養費等に対する返還金ではなくて、第三者行為、いわゆる交通事故等での備前市の収入分を県、特計のほうへ返す内容になっております。ですので、今回のこの過年度分返還金の中で療養費に伴うものについては、含まれてはないという状況でございます。

○立川委員 分かりました。ありがとうございます。

○中西委員長 ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第106号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 議案第111号の審査 \*\*\*\*\*

続きまして、議案第111号令和3年度備前市病院事業会計補正予算（第1号）を審査いたします。

質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○森本委員 26ページ、職員への慰労金の給付について、新規事業に概要が書いてあるので、少し説明をいただければと思います。

○藤澤吉永病院事務長 新規事業のほうを御覧になりながら御説明させていただければと思います。

こちらが備前市病院事業職員への慰労金の給付ということになっております。

事業の背景、目的なんですけれども、新型コロナウイルスの感染のリスクを伴う入院治療等を要するものの受入れ及びこれに必要な業務体制の確立に協力し、感染者の拡大防止及び収束に向けて尽力している備前市病院事業の職員に対して慰労金を給付するというものになっております。

事業の内容といたしましては、備前病院、日生病院、吉永病院のいずれかに基準日に在籍する職員のうちに一定の期間勤務している職員に対して1人当たり1万6,000円を給付するというものになっております。

こちらにつきまして、それぞれの病院の対象者数を割り出しましたところ、下段のほうにございますが、備前病院が108名、日生病院が89名、吉永病院が133名ということで、それぞ

れ予算書に上げております金額になっております。3病院の合計で528万円という金額を計上させていただきます。

収入のほうは、医業外収益ということで、一般会計からの補助金として繰入れをしていただきまして、支出としましてはその他雑損失というところで支出という補正予算になっております。

○**森本委員** 最近の国の流れとか近隣市の流れで、こういうふうには慰労金の給付をされるというところはあるのでしょうか。

○**濱山病院総括事務長** ちょっと情報が確かじゃないかも分かりませんが、慰労金を支給している市、町は、今のところ岡山県下では聞いておりません。

○**森本委員** この新規事業の中の一番下のところ、米印で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する可能性がありって書いてあるんですけど、ここら辺はもうはっきりと充当は大丈夫なんですかね。まだ流動的で分からないんですか。

○**濱山病院総括事務長** 財政課のほうからは対象となるとは聞いております。

○**立川委員** それでは、議案第111号、病院会計の補正予算で、第2条で上がってきております病院改良事業、医療機器、器具及び備品等取得費517万円、説明によりますと空気清浄器、備前病院分というふうにあるんですが、その詳細についてちょっとお示しいただけますか。機能だとか台数だとか。

○**尾崎備前病院事務長** 空気清浄器ですが、県から新型コロナの受入れの病床数を増床してほしいという要請がありました。それに伴い、増床するために3床の増床を今回させていただくことになりまして、そちらの各部屋に2台ずつの空気清浄器で6台と、あとそれに伴う看護師とか先生が待機する部屋、また新たに別の部屋も必要になりましたので、そちらに2台と、あとはフロア全体的なものを清浄するというので少し大型のものを2台入れて、全部で10台の空気清浄器を購入させていただいております。

○**立川委員** 10台というところで、機能のほうはどうなんですか。例えば、予備室の分はちょっとこうなるよとか、病室のほうはこうなるよとかというそこら辺の機能といいますか。御存じのとおり、二酸化炭素濃度が一応建築基準法でもありますが、1,000ppm、それ以上になったら例えば自動で入る空気清浄器が今あるらしいんですけど、そういったところの機能的なものですね、パワーといいますか、そこら辺分かる範囲で教えていただけますか。

○**尾崎備前病院事務長** 詳しい機能までは、私も分からないんですが、部屋のほうには2台入れて十分な機能を発揮するぐらいのものを入れさせていただいております。フロア全体に置いているものは、使い方によっては陰圧にもなるような結構な機能があるということでお聞きしております。

○**立川委員** もし参考までにそういった機能のパンフがあれば、後日で結構です、ちょっと見せていただいたらありがたいなと思いますが。

○**尾崎備前病院事務長** 調べまして、また回答させていただきます。

○青山委員 コロナ対策で病院等、御尽力いただきましてありがとうございました。

これ公立の3病院ということなんですが、ほかの私立病院のほうもかなりそういうことでは御苦労なさったんじゃないかなと思うんですが、そういう他の私立病院に対しての支援ということは考えられなかったんですかね。

○中西委員長 病院のほうでは何か答えられるところがありますか。

○濱山病院総括事務長 支給していただく病院としては、特に民間病院の支給に対して答える立場ではないのかなと思います。

○青山委員 公立と民間ということで、ちょっと立ち入れない部分があるのかなと思うんですけど。医師会等にといいますか、連携といいますか、そういったようなものについてはどうされているのか、もしされているんだったら聞かせていただけたらと思うんですが。

○河井保健福祉部長 ワクチン接種等では今医師会とは連携して、お願いしてやっていただいておりますけれども、その他、感染症の予防グッズなんかは国からいただいておりますので、そういったものは配布させていただいているところでございます。その他につきましては、特段医師会等と協議しているような案件はございません。

○青山委員 支援の要望というふうなものも上がってはこなかったということでもよろしいのでしょうか。

○河井保健福祉部長 はい、特別お伺いはしておりません。

○中西委員長 森保健課長、今日の後、調査研究事項のところを使う資料で、集団接種に関わって職員が何人参加しているのかと、これを説明していただけないか。

○森保健課長 お手元にある資料なんですけれども、1、2回目の接種につきまして、コロナワクチン対策課のほうで集団接種を実施しております。大ケ池診療所あるいは和気医師会の先生方に御協力をいただいて、この表のとおり14回実施いたしております。

場所等につきましては、表のとおりでございます。備前病院の別棟をお借りしたり、吉永の総合保健施設、それから備前中学校、これについては夏休み期間を利用させていただいて実施しております。接種回数といたしましては、トータルで1,776回分の接種を行っております。職員数につきましては、延べの数字を入れさせていただいております。それぞれ実施日に表のとおりの方の人数の方が出ております。これにつきましては、一般職の方、それから保健師、栄養士なんかこの数の中には入っております。

○中西委員長 ありがとうございます。

ほかにはございませんでしょうか。

○立川委員 大変申し訳ないんですけど、医療従事者の皆さんの感謝は劣るものではないんですけど、この分の予算に対して修正を出したいと思うんですが、お願いできますでしょうか。

○中西委員長 はい。ほかには質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、質疑を終結し、ただいまより暫時休憩したいと思います。

午前 9時50分 休憩

午前10時05分 再開

○中西委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

議案第111号につきましては、立川委員から修正案が提出されております。

修正案提出者の説明を願います。

○立川委員 議案第111号令和3年度備前市病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、修正案を出させていただきました。

内容としましては、第3条、第1款病院事業収益528万円、支出第1款病院事業費用528万円。第3条を削りまして第4条を第3条とみなしていただきたいと。

理由としましては、医療現場での御努力には大変感謝申し上げるところでございますが、何せちょっと不公平感という点で疑問が残りましたので、修正とさせていただきます。

お話にも出ていましたように、医師会の協力、それから医療法人の病院、それからたまた市でのワクチン等々の職員の奮闘ぶり、これに対して病院だけ慰労金というのはどうかなと、できたら御勘弁をいただきたい。この分については、国からも前回慰労金も出ておりますし、一番気になるところは、先ほどもお話しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるかも分からないという財源。この時期に一般財源から繰り出しをして病院の職員にのみというのは、大変申し訳ないですが御遠慮いただけたらという思いで修正を出させていただいております。

各病院ごとの費用につきましては別記しておりますので、御覧いただけたらと思います。

そういう趣旨で、できたら御勘弁をいただきたいという思いでおります。

○中西委員長 修正案提出者の説明が終わりました。

これより修正案の提出者に対する質疑を行います。

発言を希望される方の発言を許可いたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を打ち切りまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、修正案の提出者に対する質疑を終了いたします。

以上で議案第111号に対する全ての質疑を終了いたします。

これより議案第111号を採決いたします。

なお、採決につきましては、まず修正案について採決を行い、その修正案が可決された場合は続いて修正部分を除く残りの原案について採決を行います。修正案が否決された場合は原案について採決を行います。

それではまず、修正案について採決いたします。

修正案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

4名です。よって、挙手多数であります。よって、修正案は可決されました。

続いて、ただいま修正可決した部分を除く残りの原案について採決をいたします。

修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、修正部分を除くその他の部分については原案のとおり可決されました。

以上で議案第111号の審査を終了いたします。

続いて、少数意見の留保を希望される方の発言を許可いたします。

○**西上副委員長** それでは、少数意見を留保させていただきます。

新型コロナウイルス収束に向けてウイルスに立ち向かい、感染すると重症化するリスクが高いにもかかわらず、患者さんとの接触を伴いながらの医療業務に当たられたことに、仕事とはいえ大変勇気が要ることで、慰労金は賛成でございますので、よろしく願いいたします。

○**中西委員長** ただいまの意見に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

2名。所定の賛成者がおりますので、少数意見は留保されました。

少数意見報告書を作成の上、今週中に委員長まで提出願います。

ほかに少数意見の留保を希望される方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で議案第111号の審査を終了いたします。

\*\*\*\*\* 議案第114号の審査 \*\*\*\*\*

続きまして、議案第114号備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書8ページをお開きください。

質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○**星野委員** まず、細部説明から質疑させていただきます。

細部説明に、来庁者の分散を図り、窓口業務の混雑を緩和すること、並びにマイナンバーカードの取得及び利用の促進につなげることを目的として、コンビニエンスストア等に設置されている云々となっているんですが、コンビニエンスストア等の等に含まれるものっていうのは何を想定されているのでしょうか。

○**藤森市民課長** 等でございますけれども、例えばマックスバリュとかマルナカとか、そういう

店舗、それから多機能端末機を置いている市区町村もございます。現在のところ45事業者、46団体に設置をされております。

○**星野委員** もう一点、今回住民票の写しや各種証明書を交付する場合における手数料の額を300円から200円に改正するという案なんですけど、これ手数料収入への影響っていうのはどれぐらいを想定されているんでしょうか。プラスになるのかマイナスになるのか。

○**藤森市民課長** コンビニ交付の実績でございますが、昨年度996件でございました。100円値下げするということは、9万9,600円の減収になります。今年度は11月末で1,358件の交付がございます。ですので、この場合ですと、100円値下げということで13万5,800円の減収になります。

○**星野委員** 利用促進につなげていくために100円値下げするのに、マイナスの想定でというのはどうなんでしょうか。もうちょっとプラスになるような努力っていうのは考えていないんでしょうか。

○**藤森市民課長** コンビニエンスストアとかそういった市役所の窓口以外での交付を考えたときに、どういった促進が考えられるかということ、やはり手数料の減額、市民の方にとってのメリット、それから利便性の啓発とか、そういったことになると思っていて、100円の手数料引下げをしております。

○**立川委員** 住民票交付の中で広域交付1通300円、これ全国どこからでも取れるよという制度と私は理解をしております。ただし、住基ネットにつながっているところということだと思いますが、普通、我々が窓口で取る住民票と本籍や何か違うとお聞きしているんですが、そこら辺教えていただけますか。何が違うんでしょうか。

○**藤森市民課長** 本籍が出なかったと記憶しております。

○**立川委員** 転居等の履歴もないんじゃないかということ、ちょっとうろ覚えなんですけど、そっこのほうはどうですか。本籍だけでしたっけ。

○**藤森市民課長** 本籍や転出とかの履歴もございません。

○**立川委員** それから、欄外に附則があるんですが、備前市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正する。14条第3項中、民間事業者が設置するを削るという附則がついておるんですが、本文の中にはそれが、多機能端末機、市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で自動的に証明書等を発行する機能を有するものをいうと表されているんですが、現行の14条3項を見ますと、個人カードの交付を受けた被登録者は、当該個人番号カードを利用することにより、多機能端末機、市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で自動的に証明書等を発行する機能を有するものをいう、で印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができると、これが14条2項の現行の規定なんですけど、民間事業者が設置するというのは私理解できないんで教えていただきたいんですが、先ほどもマックスバリュ等45事業者、46台を設置していると、これも民間が設置しているんじゃないんです

か。市が設置しているんですか。その辺ちょっと教えてください。

○藤森市民課長 コンビニエンスストアは民間事業者でございます。46団体というのは、市区町村に設置されている機械もございまして、こちらは事業者は市区町村ですけど、設置機器管理者が民間事業者ということで、印鑑証明条例のほうはこういった表現になっております。

今回、多機能端末機の定義を考えたときに、ちょっと曖昧ですので、民間事業者が設置するを削除いたしました。

○立川委員 先ほどおっしゃったように電子計算機と電気通信機で接続された民間事業者が設置する端末機、これまさにコンビニのじゃないかなと私は理解するんですが。今度の条例ではこれを削ると、ということは、理解し難いんですけど、どういうことなんでしょうか。そこはもう契約しないということなんでしょうか。

○藤森市民課長 契約するしないというわけではございません。民間だけでなく、現在市区町村にも設置されておりますので、曖昧なのでその部分を削ったということでございます。

○立川委員 ということは、市営、それから自治体がつくっているもの、プラス民間がつくっているものも全てひっくるめて多機能端末機という解釈をするということによろしいのでしょうか。

○藤森市民課長 はい、そうでございます。

○立川委員 じゃあ、もともと要らなかった文言を消したよと、曖昧だったからということだけですね。多機能端末機云々が変わるわけではないと。現行どおり使えるという解釈でいいわけですね。

○藤森市民課長 はい、そのとおりでございます。

○中西委員長 ほかにはございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第114号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第114号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 議案第116号の審査 \*\*\*\*\*

続きまして、議案第116号備前市ケアラー支援の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第116号について質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○**星野委員** 令和2年3月31日に埼玉県が全国初のケアラー支援条例を公布施行されたのを皮切りに、全国各地に広がっているものですが、今回の備前市ケアラー支援の推進に関する条例の中に備前市独自の項目ってというのはどこかあるんでしょうか。

○**中野子育て支援課長** 実際は今まで先行して条例を制定されたところを参考にさせていただいておりますが、第9条のケアラー支援に関する施策の文言等は独自で内部、関係機関と調整してこのようにさせていただいております。

○**星野委員** それから、他の自治体の条例には、基本方針、基本計画という条文があるところがほとんどだと思われるんですが、今回のこの条例の中には記載されていないんですが、これは何か意図したところはあるんでしょうか。

○**中野子育て支援課長** 支援の方針を、この条例を上げるに当たりまして関係部署と調整しました折に、埼玉県等は基本計画、ケアラー支援計画というものの策定を見込んで文言をつくっているところがありました。備前市の場合、今後の支援を考えていく中で、それぞれ介護福祉なら介護福祉の計画があり、障害者には障害者の計画があり、そして子育てには子育ての計画がございますので、今後の計画を新しいものを更新していく中でケアラーに対する支援を盛り込んでいこうと、独自に計画をするのではなくて盛り込んでいこうということを話し合いまして、このような形にさせていただきました。

○**星野委員** ということは、ケアラー支援計画というものは別でつくる気はないということでしょうか。

○**中野子育て支援課長** はい、現在のところは考えておりません。

○**西上副委員長** 9条独自と言われましたけれども、総社市さんが同じものを9月9日に公布されておりますけど、これ全く一緒なんですけど、独自とは言えれんのんじゃねかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○**中野子育て支援課長** 総社市の条例案のところは私、確認をしておりますが、今現在の条例のほうを確認ができておりませんので先ほどのように独自と答えさせていただきました。失礼いたしました。

○**森本委員** 質疑でも周知の問題とかあったんですけども、分かりやすいビジュアルポスターなんかを作成していくという答弁もございました。でも、ただ一般社団法人日本ケアラー連盟なんかは、当事者の児童・生徒なんかは分かりづらいので、イラストで丁寧に説明していくほうがいいって話もあつたりするんですけど、そういうことは考えておられるんでしょうか。

○**中野子育て支援課長** ポスターにつきましては、恐らく国のほうが予算を概算要求で上げておりますので、そちらのほうを利用していかと思います。確かに、日本ケアラー連盟さんのほうにも許可をいただきまして、分かりやすいイラストで図示された、ケアラーとはこんな人です、ヤングケアラーとはこんな人ですというものをいただいております。今後、広報啓発を考えていく中で、そちらのほうを利用させていただきたいと考えております。

○立川委員 2条の用語の意義というところで、1項ですかね、市民等のうち高齢、身体者、または精神上的障害という言葉があるんですけど、大変曖昧な高齢者というのはどの程度を想定されてつくられたんでしょうか。60でしょうか、65でしょうか、70でしょうか、75でしょうかということら辺が、ちょっと想定をお聞かせいただけたら。

○河井保健福祉部長 一概に高齢者として、例えば一般的に65歳と言われておりますが、そこで切ってしまうということは考えておりません。やはりケアが必要な人は年齢で区切ることはできかねると思っておりますので、そういった部分は幅広く捉えたいとは考えております。

○立川委員 じゃあ高齢というくりはないんじゃないんですか。認知症でも若年っていうのもつきますし、この高齢者のくりというのは何でしょうかというお尋ねです。

○河井保健福祉部長 先進都市のを参考にしたというのが本音の部分ではございますが、やはり介護等が必要な方というのは高齢者の方が比較的多いであろうということから、こういう言葉になっているということで御理解いただけたらなと思っております。制度の趣旨としましては、基本的に理念の条例となっておりますので、ある程度幅広く、やはりケアの必要な方は幅広くいるということはこちらのほうとしても認識しておりますので、そういったところは市のほうとしても考えていきたいなと考えております。

○立川委員 弱者という解釈をするのがいいのかなと思います。

続きまして、第5条、市民等の役割、2行目なんですが、ケアラーが孤立することのないように十分配慮する。この十分配慮とは、どの程度を想定しておられるんでしょうね。

○河井保健福祉部長 十分配慮というのがどこからどこまでが十分な配慮かと言われますと、お返事が難しいところではありますけれども、関わっている方々にやはりこういったケアラーというものはどういったものであるかというものをまずはよく理解していただくというのが一番重要かなと思っております。ですから、必要な研修会であったり、質疑の中でもお答えさせていただいたとおり、リーフレットを作って分かりやすく周知していくということからまずは始めて、そういった方々が孤立しないように、ですから今現在もサポートされている介護のスタッフの方であったり、それから民生委員さんであったり、地区の方であったり、そういった方にしっかりと情報を届けた上で、困ったときにはということで相談をそれぞれの部署が受けられるような形を進めてまいりたいと考えているところです。

○立川委員 大変苦しいお話で申し訳ないんですが、孤立するというのは誰が決めるんでしょうか。私孤立してまんねんというのは、本人から言われるんですか。それとも周りから見て、孤立しているなど。部長がされるんですか、課長がされるんですか、現場の専門職がされるんでしょうかという想定はどうですか。

○河井保健福祉部長 やはり御自身でというのはなかなか難しい部分があるかなと思っております。ですから、周囲で見守りをさせていただいている方であったり、御支援をされている方が、やっぱり心配だなというふうなことを感じられた場合には、そういった支援の体制を整えていかな

いといけないと。あと、本人さんがそういった支援を受け入れてくださるかどうかは、また別の問題ではありますけれども、そういった周りの体制というものはしっかりと構築していかないといけないのかなと感じています。

**○立川委員** 幅広くて大変だと思います。

最後にしますが、第7条、関係機関の分が出ております。学校等というところに出ておるのは、ヤングケアラーと認められるとき、誰がどのように認めるのでしょうか。学校なのでしょうか、市教委なのでしょうか。誰がどのように対応することを想定していらっしゃるのでしょうか。今度は器は狭く、学校ですからね。

**○河井保健福祉部長** 一番は、やっぱり学校で生徒さんを直に見ていただいている先生方かなとは感じています。ですから、先生方に向けて研修会も考えていかないといけないと思っておりますし、また先生方の相談がまずどこに行くのか、教育委員会に行くのか、それとも私どものところへ来るのか、そういった体制も構築しないといけないのかなとは思っています。

ですから、把握できるところは、特に担任の先生であったり、養護の先生であったり、そういったところが一番に感じていただける部分ではないかなと思っておりますので、そういった先生方の研修をまずは取り組んでいかなければならないかなと、そういったところを重要視していきたいと思っております。

**○立川委員** ケアラー支援条例ができるわけですから、さっき星野委員も言われたように、こういうことを実践していくために、やはり細則の制定が要るんじゃないですか。ヤングケアラー条例の細則もしくは施行規則。今お話が出たようなところは、ここでお話が終わるわけであって、各部署に帰ったら、条例ができたよ、皆それぞれ対応してくださいねということではなく、さっき出ましたように、教育委員会のほうではヤングケアラーに対してこういうことをしてくださいよと。保健の先生、誰でもいいです。どこから情報が上がったら、じゃあ校長が認定をするのか、速やかに教育委員会に上げるのか、どういうバックアップを取れるのかというふうな施行規則といいますか細則を同時につくっていただけたらありがたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

**○河井保健福祉部長** 例えば、ヤングケアラーで申し上げますと、現在でも備前市の要保護児童対策地域協議会、こういった中で協議を進めているところでございます。星野委員にもお答えしました計画の件ですけれども、先進都市の埼玉県ですね、その計画を私見ました。とてつもないもので、想像を絶するページ数の計画を策定されており、それが本当に実行できるのかというふうなのをちょっと感じたところでございます。ですから、課長がお答えさせていただいたとおり、現実、私ども身の丈に合ったような形で、それぞれの部門で、質疑の中では窓口一本化というお話もありました。それでもやはりケアラーという方はいろんな窓口が対象になってまいりますので、専門窓口の設置も難しいという状況の中で、一本の計画を立ててするののも一つの方法だとは思いますが、現状ではそれぞれの計画の中で支援の方法を盛り込んでいきたいと。こ

の先、そういった一つの計画が必要であると私どもが判断しましたときには、やはり計画も策定していかなければならないのかなとは思っていますが、現状ではそれぞれの計画の中で対応を進めていきたいと考えております。

**○立川委員** 埼玉県の計画は私もちらっと見ましたけど、途中で諦めましたけど、いわゆるさつき部長が答弁いただいたような、備前市としては独自でこう考えているんですよと、こんなときが来たらその分については計画を個別に立てていきましょうとか、そういった手引みたいな感じで細則といいますか施行規則があればありがたいなという思いでしたので、御検討いただけたらと思います。とにかく実行しましょうよという思いでお願いをしております。

**○河井保健福祉部長** 委員御指摘の件につきましては、今後国の補助事業等も活用しながら、今回厚労省は来年度の概算要求に一応ケアラー支援の予算も計上されておりますので、どういった形で事業展開されるかはまだ不明な段階ですけれども、そういったものも踏まえまして、やはりそういった体制がないと現場が困るということになるのであれば、委員御指摘のような指針とかを策定する必要がある場合には、早急に対応したいと考えております。

**○立川委員** そういうことで、できるだけ備前市独自のものでも結構です。要は支援していこうという実行の部分に重きを置いていただけたらなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○青山委員** 関連した質問になるんですが、これを中心になってやられるのは子育て支援課ということでしょうか。

**○河井保健福祉部長** 世の中でヤングケアラーというものだけが特化されて、今言葉として出てきております。たまたまヤングケアラーでいうたら子育て支援課というのが担当なので、横の連携を取って今回子育て支援課が代表で提案はさせていただいておりますけれども、条例自体はやはりケアラー支援の条例ということなんで、先ほど立川委員にお答えしたとおり、窓口はやはり各種うちの横並びの部署が担当になってくると思います。あわせて、教育委員会が担当になると思いますので、それぞれが協力してやるということなので、どこの課がメインの担当というものはございません。

**○青山委員** いろんな部署が関わるというのはよく分かるんですが、やはりこれ条例つくっただけじゃなくて、それぞれが機能しているかどうかというチェックが必要だと思うんですけど、そういう横串を庁舎内で立てる場合に、やはりどこか中心になってそういうチェック機能を果たしたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、それについてはいかがですか。

**○河井保健福祉部長** チェック機能が果たせれば一番いいんですけども、やはりそれぞれの担当課がきちんとケアラーに対して支援が適切に行われるというのが大前提であると考えております。ただ、連携できる部分は連携してということなんで、ヤングケアラーで申し上げますと、教育委員会と子育て支援課が連携してということにもなりますし、高齢者であれば介護福祉課、それから地域福祉連携課とか、そういったところが横で連携してというふうな対応になってまい

ります。障害者でいいますと、同じようにうちの社会福祉課なりと介護福祉課、そういったところが連携するという形になってまいりますので、どこかがそれを全部掌握してというのはなかなか現状では難しいので、それぞれの担当課でしっかりと共通認識の下に動かざるを得ないのかなと今思っているところですが、大半が私の部署でございますので、私のほうである程度見ていかないといけないのかなと感じているところでございます。

**○青山委員** 一つのところで全部仕事为重なると本当大変なことだというぐらい多岐にわたって、あるいは年齢も多岐にわたってあるということで大変だと思うんです。例えば、事業所へ働きかけるといった話になったときに、実際にそこでどういうふうにケアラーに対しての支援が行われているのか、そういうことを発信したときに、ケアラーの方からどうにかしてほしいというふうなそういう窓口が必要じゃないかと思うんです。そういう市民に見やすい、分かりやすいようなそういう部署、たくさんプロジェクト関係のこともできていますけど、これこそそういうふうな全体的なプロジェクトをやっていくような部署が必要じゃないかと思うんですけど。できればそういうこともお考えいただきたいと思います。

**○河井保健福祉部長** 限られた職員の中でやっておりますので、部署を縦に割るとするのは今のところ考えておりません。横の連携を取ってと考えております。

また、委員御指摘のように、例えば企業さんへ働きかけするのはかなり難しい部分だとは私も思っております。ですから、リーフレットを作ったりとか、それから商工会議所さん等との御協力、それからハローワークさん等との御協力といったものも必要になってくるのかなとは思っておりますので、そういったところとも連携を取りながら周知をしてまいりたいと。ですから、リーフレットの中にはある程度、相談窓口というものが、項目は分かれるかもしれませんが、明記できるような形で進めたいと感じているところです。

**○星野委員** 埼玉県は県条例なんで計画等が膨大になるのは分かるんですが、先進地と言われる岡山県であれば総社市、三重県であれば名張市、北海道の栗山町なんか、条例の中に基本方針を定めるという項目が絶対に登場するんで、そのあたり今後入れたほうがいいのかどうかというあたりも検討していただきたいと思います。

**○河井保健福祉部長** 本市の条例の中ではあえてそこを削除させていただきました。今後、私も極端な話、先進地になってしまうというふうな形です。岡山県下でいうと総社市の次ということになり、先進地になってしまいますので、私どものやるのが今度よそのお手本になるようにしていかないといけないなと思っておりますので、そういったところの状況を見ながら検討していきたいと考えております。

**○中西委員長** ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、質疑を終了してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第116号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第116号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 議案第119号の審査 \*\*\*\*\*

続きまして、議案第119号備前市特別養護老人ホーム大ケ池荘、備前市養護老人ホーム蕃山荘及び備前市デイサービスセンター大ケ池荘の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第119号について質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○立川委員 指定管理者ということなんですけど、各施設の職員、スタッフ、陣容、これについてお尋ねしたいんですが。介護保険上の施設基準に基づき運営しているのかということ、市のほうは多分指導、検査、訪問されているんじゃないかと思うんですが、あわせて、特に専門職の陣容とそれから検査のサイクルについてお教えいただきたいと思います。

○江見地域福祉連携課長 まず、特別養護老人ホーム大ケ池荘につきましては、合計の職員数が42名でございます。そのうち、介護員の方については21名となっております。そのほかには、栄養士であるとか調理員さんであるとか相談員、介護支援専門員であるとかといったような方がおられ、看護師さんもおられますといったような方がおられるということでございます。

続きまして、蕃山荘につきましては、職員数33名となっております。そのうち介護支援員の方が14名となっております。そのほかにも、先ほどと同じで栄養士の方、看護師の方、相談員の方がおられるというふうな内容でございます。

それから、デイサービスセンター大ケ池荘につきましては、職員数総計で15名となっております。介護員の方は8名の方がおられます。そのほかは看護師の方というふうになっております。

それから、指定管理の評価につきましては全体的な評価になりますけれども、毎年度行っているというものでございます。

○立川委員 大ケ池、42人、介護員21名。一番知りたかったのは看護師の数ですね。常勤、非常勤合わせて多分施設基準があると思いますので、それに達しているかどうかという確認です。蕃山荘も一緒ですね、33名いらっちゃって、介護支援員が14名、看護師さんがいらっしゃいますということなんですけど、看護師さんが何名いらっしゃるのか、常勤、非常勤合わせてですね、デイサービスも一緒なんですけど、看護師さんが必ず1人はおりますよというような施設基準もありますので、これを確認しておかないと先般のような問題で介護保険上の請求が駄目ですと、違法ですよというようなところがあるんで、その辺の監視はされるんでしょうか。看護師さんの数、分からなかったら分からないで結構です。後日で結構です。

○江見地域福祉連携課長 失礼いたしました。看護師につきましては、大ケ池荘のほうが正職員の方3名、パートの方1名で計4名となっております。それから、蕃山荘につきましては、正職員の方が2名、パートの方2名で合計4名となっております。それから、デイサービスセンターのほうにつきましても、看護師のほうは契約社員の方、パート社員の方合わせて3名でございます。

○立川委員 常勤換算というベースがあるんですけど、これに達している確認はしておられるんでしょうね。

○江見地域福祉連携課長 今回の指定管理という中では、我々が、例えばその常勤換算に合致しているかどうかというところまでの審査、例えば介護事業等の監査で入るわけではございませんので、指定管理の中ではそういった監査というか、そういった指導というものは行っていないというのが現状でございます。

○立川委員 多分そうだろうなと。ただ、指定管理として市が指定管理を委託するわけですから、当然そこができていないかというの、この前の問題がありましたように、道義上も必要な気がするんですけど、監査云々じゃなくて、大丈夫ですって確認といいいますか、これはしとかれたほうが先般みたいな問題が起こらないように、芽も摘めるんじゃないかと思うんですけど。全くそういったところには関知しませんか。市のほうは指定管理ですということで、ぽんと離されるんでしょうかね。

○河井保健福祉部長 こちらの介護保険上の監査については、定期的に本市の介護福祉課が直接入っておりますので、その結果については全て私が目を通しております。ですからその点で、例えば減算対象になるとかというふうなことにはなっていないという中で上がっておりますので、その点は大丈夫とは信じておるところでございます。（後刻訂正あり）

○立川委員 そういうのを聞きたかったんですけど、だから年度の監査はどのぐらい入っていらっしゃるんでしょうかと。多分1回だけだと思うんですが。ところが、残念なことに、前回そういう、網の目をくぐられましたよね。というところで、しっかり、担当部署もそうですし、部長だけが見られるんじゃないなくて、やっぱりダブルチェックが必要な気がしてちょっとお尋ねをしてみました。

指定管理はそれはそれでいいんでしょうけど、そういった内部体制の確認はしておられたほうが、何かあったときに矢面に立たれるんで、指導も年1回ですか、監査指導は、あと懇親会的なものはやっていたらいいませんか、どうですか。

○江見地域福祉連携課長 例えば大ケ池荘の指導監査等につきましては、広域ですので県が監査をしておりますので、頻度につきましては把握はしていないところではございます。どういった内容で、どういったふうな監査が行われているということも、懇親会等についてもその把握はしていないところでございます。

○立川委員 そんなに多くの部署じゃなくて、これ3つだけの指定管理なんで、できたらお願い

なんですが、ちょっとお話を聞く場面があってもいいような気がするんですけど、しっかりと監督といったら失礼ですけど、お互いにチェックをいただいて、遺漏のないような業務にしていただけならと思うんですが、いかがでしょうか。

○江見地域福祉連携課長 指定管理につきましては、業務の内容につきましても、協定書等でお互いにこういうことをやっていきたいと思いますということは確認はしておりますし、実際に協議といえますか、指定管理をする上での協議といったようなものも定期的に持っているというのが現状でございますので、その中で話をしていきたいとは思っております。

○立川委員 ぜひお願いしたいと思います。何でこんなこと言うかというたら、参考資料に書いてあるんですよ、公募によらない理由というところでね。黒いドットの一番下のほうですね。生活相談員、介護員等の専門員によるケア体制が確立されていると、確立されているという書き方されているんですよ。もしこれが崩れたら大変やなという思いからお尋ねをしてみました。

この老健、老人ホームでこれ多分大変な業務だと思いますし、何かの機会を捉えて、しっかり声かけなり、そういったものをしていただけたらありがたいなという思いでお話をしました。よろしくをお願いします。

○河井保健福祉部長 1点ちょっと立川委員への御答弁で訂正だけさせていただきます。

大ケ池荘、蕃山荘、定員が50以上ありますので、市の監査では入っていないと、県の監査で入っているということなので、そこら辺は情報をしっかり把握させていただいた上で適正に運営されているかどうかというものもしっかり見ていきたいとは考えております。

○立川委員 そういうお願いです。しっかり管理というか、監査とまで行かなくても、指導、相談っていうレベルでもいいと思うんですけど、また汚点が残らないような方法をちょっとお考えいただけたら、利用する我々としてもありがたいなと思いますので、お願いをしときます。

○中西委員長 ほかにはございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第119号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第119号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 請願第21号の審査 \*\*\*\*\*

次に、継続審査となっております請願第21号市長選挙の不正を糾す意見書の提出を求める請願についての審査を行います。

請願第21号について発言を希望される方の発言を許可いたします。  
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、継続審議でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、継続審議といたします。

以上で請願第21号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 請願第23号の審査 \*\*\*\*\*

続きまして、請願第23号地方公務員法第29条第1項第2号に抵触する職務怠慢の備前市職員に懲戒処分を求める請願についてを審査をいたします。

請願第23号について発言を希望される方の発言を許可いたします。

○星野委員 以前も聞いたかもしれないんですが、これ被疑者が逮捕されたという情報があるんですが、そのあたりは市としては把握されているんでしょうか。まずそれをお教えてください。

○藤田市民生活部長 個人情報に当たりますので、こちらからはお答えすることができません。

○星野委員 では、この件に関して警察と随時連絡、連携を密に取られて、市として捜査には協力されているんでしょうか。

○藤田市民生活部長 市としましては、この件に限らず、選管はもとより、市民課とか、あと私の経験上、危機管理課等でも警察の捜査に要する情報については、警察署長名で照会文書があります。それを提出されて、きちとした手続の上、情報のほうは提供させていただいておりまして、まず拒否することはございません。

あと、警察とは連携を密にして迅速に対応しているところということが現状でございます。今後におきましても同様に対応させていただきたいと考えております。

○中西委員長 ほかにはございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、この請願についてはいかががでしょうか。

○星野委員 採決をお願いします。

○中西委員長 採決を希望されるということですが、ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これより請願第23号について採決をいたします。

本請願は採択することに御異議ありませんか。まず、採択から諮りますから。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

ちょっと休憩します。

午前10時59分 休憩

午前10時59分 再開

○中西委員長 委員会を再開いたします。

本請願は採択することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議ありとのことですので、挙手により採決いたします。

本請願は採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。よって、請願第23号は不採択となりました。

少数意見は1人ですから、少数意見の留保はできないということになります。よって、請願第23号の審査を終了いたします。

続きまして、報告事項に移るわけですが、職員の交代がありますので、この時計で11時10分まで休憩をいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○中西委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

\*\*\*\*\* 報告事項 \*\*\*\*\*

それでは、所管事務調査に先立ち、執行部から報告事項をお受けいたします。

○浅野市民協働課長 市民協働課より報告いたします。

第3次男女共同参画基本計画が本年度末をもちまして終了するため、令和4年度から令和8年度までの5年間の第4次男女共同参画基本計画の素案を作成し、12月28日までパブリックコメントを実施しております。

資料についてはこの内容です。

この男女共同参画基本計画の主な内容としましては、男女間はもとより、様々な方の人権の尊重や固定観念の解消、特に今回はLGBTなどの性的マイノリティーのカップルを対象としたパートナーシップ宣誓制度を新しく掲載しています。

また、この計画にはDV防止基本計画と女性活躍推進計画が盛り込まれております。

ペーパーレス化のため今回配付はしていませんが、ホームページ等に素案を上げておりますので、ぜひ御意見をいただければ幸いです。

○森保健課長兼新型コロナウイルスワクチン対策課長 保健課からPCR検査補助実績について御報告させていただきます。

7月から実施しておりますPCR検査補助の利用状況についてですが、この補助は医療機関で実施するPCR検査等に係る費用について一部補助するものでございます。

12月14日、昨日の時点でPCR検査16件、抗原定量検査1件の計17件に対し16万1,000円の補助を実施しております。

続きまして、新型コロナウイルスワクチン対策課からワクチン接種証明書について御報告させ

ていただきます。

お手元に配付しております資料ですが、マイナンバーカードで新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できるようになりますを御覧ください。

今月12月20日からスマートフォンで専用アプリをダウンロードすることによって接種証明書の電子版を取得し、表示可能となる予定でございます。取得にはマイナンバーカードが必要となります。

スマートフォンの画面上で目視及び2次元バーコードで接種履歴等が確認できるようになる予定でございます。

**○中野子育て支援課長** 子育て支援課から1点御報告させていただきます。

新型コロナウイルスの影響を受けた子育て世帯への支援として、18歳以下の子供に対して支給される国の子育て世帯への臨時特別給付のうち、先行給付される現金5万円についてでございますが、申請が不要である児童手当を受給している対象者については、高校生分を合わせ、明日12月16日に振り込む予定となっております。

また、先般から報道にもありましたように、残りの5万円相当の給付についても現金給付が容認されました。備前市でも、2回目の現金給付の実施に向け、年内に対象者へ通知を発送する予定であり、議会最終日に追加で補正予算を上程し、給付の準備をしたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

**○尾崎備前病院事務長** それでは、病院事業から2点御報告させていただきます。

1点目ですが、市立3病院における電子カルテシステムのセキュリティーの状況についてでございます。

報道等で御存じの方もおられるかと思いますが、徳島県の公立病院で電子カルテシステムがサイバー攻撃を受け、電子カルテにアクセスできなくなり通常診療ができなくなっているという事案が発生しております。この報道を受け、市立3病院の電子カルテシステムのセキュリティーについて、いま一度システム業者に確認を行い、安全性を確認いたしましたので、御報告させていただきます。

まず、備前病院の電子カルテシステムですが、サーバーが自院内にあり、インターネットから隔離された環境にあります。電子カルテ端末では、デバイス制御を行うソフトを使用し、USBポート等を制限し、不正デバイスからの感染を抑止しております。

次に、日生病院と吉永病院の電子カルテシステムは、クラウド型となっております。サーバー本体は国内のデータセンタに設置されております。電子カルテシステムとサーバーは専用回線に接続されており、外部からの侵入はできない仕組みとなっております。

また、リモートメンテナンスについてなんですけど、3病院ともリモートアクセス専用エリアからセキュリティーを担保した接続を実施していることから、外部からの侵入はできない仕組みとなっております。

続きまして、2点目の御報告です。

市立3病院の年末年始の休日当番医体制について御報告させていただきます。

年末年始の当番医ですが、1月1日が日生病院、1月3日が吉永病院となっております。

また、備前病院は当番医の割当てはされてはおりませんが、12月29日と1月2日に発熱対応の体制を取ることであります。

○**中西委員長** それでは、希望される委員の発言を許可いたします。

まず、パブリックコメントのほうから、男女共同参画のパブリックコメント、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、PCR検査の補助実績について。

○**立川委員** 年齢とか性別とかはわかりますか。

○**森保健課長** すみません。今持っている資料では、年齢、性別がわかりません。

○**立川委員** 結構です。ありがとうございます。

○**中西委員長** ほかにはございませんか。PCR検査補助実績、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、ワクチン接種証明書について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、国の子育て世帯への臨時特別給付金について。

○**立川委員** 先行の5万円については12月16日振込ということで、皆さんお待ちだと思います。後発のほうは現金ということで、一括10万円は間に合わなかったんでしょうかね。どうでしょう。

○**河井保健福祉部長** 今回初日に先行5万円分を予算計上させていただきました。即決をいただきました。その分の5万円につきましては、明日振込をさせていただくということでございますが、先行の5万円は国の予備費でございますので、補正予算のほうについては状況が未確定であったことから予算計上できておりません。ですから、最終日に追加提出をさせていただいて、予算を確保した上で給付の事務に移りたいと考えておりますが、先ほど課長が御報告したとおり、明日もう振込なものですので、一括10万円という形には間に合わないという形でございます。

ただ、申請が必要な高校生とか公務員、こういった方については申請書を今取っている段階です。通知を送った上で、年明けに一括10万円というふうな形で送れるかなとは考えております。ですから、プッシュ式の5万円についてはやむを得ず2回に分かれますけれども、申請書を取っている方々については一括10万円というふうな形で給付したいと考えているところでございます。

○**立川委員** 事務方大変お世話になりますけど、御苦勞おかけしますけど、皆さん方に早くいけるように願っております。よろしくお願ひします。

○中西委員長 ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、市立3病院における電子カルテのセキュリティー状況について。

○立川委員 今お尋ねをしようかなと思うのが、サーバー攻撃があつてセキュリティーを強化したんだという御報告がありました。それはそれでありがとうございます。

その中で、備前病院はサーバー方式ですよ、吉永、日生はクラウド使っていますよ。これ何回もお願いしとんですけど、電カルは統一っていうのはできないもんなんでしょうか。お考え進めていらっしゃいますか、どうでしょうか。

○濱山病院総括事務長 その点につきましては、次の2月定例議会の前の委員会でそのあたり報告できたらなと今予定しております。

○立川委員 ありがとうございます。そのほうが効率も上がると思いますし、こういうサイバー攻撃があつた場合も、全滅するか、全部生き残るか、どっちかというところになるんですけども、セキュリティーどんどん進んでいるみたいですから、事例的な、事故的なものは現在ないんでしょう、市立病院では。そういった不具合が起こったとか、大丈夫ですね。

○濱山病院総括事務長 ありがとうございます。今のところないです。

○立川委員 くれぐれも気をつけてよろしくお願いします。ありがとうございます。

○中西委員長 ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

年始年末の3病院の休日当番医体制についてはいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今までのところで何か質疑漏れがありましたらどうぞ。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新庄社会福祉課長 申し訳ございません。レジュメにはございませんが、社会福祉課から2点報告させていただけたらと思います。

1点目は、社会福祉法人浜っ子指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分についてでございます。

前回の厚生文教委員会以降の経過について報告をさせていただきます。

本定例会の初日に市長が御挨拶でも申し上げましたが、浜っ子さんが開設するグループホームについて、11月30日付で県から事業者指定を取り消され、その他の事業につきましても現在の指定期間満了とともに5年間の指定の更新が行えないこととなります。

このようなことから、今後事業の継続が困難となるため、利用者の方々の保護を最優先にした結果、就労継続支援B型事業所やホームヘルプ、生活介護などの事業も含めて、和気町にございます社会福祉法人閑谷福祉会さんへ事業の引継ぎを行いまして、12月1日から閑谷福祉会さんが事業を展開しております。

8月19日に県がプレス発表を行って以降、前例がない中でございましたが、グループホームの利用者の意向や県との連絡調整など、支援を行ってまいりました。このような中、グループホームの利用者の意向や職員の引継ぎは終わりましたが、加算金の請求、また閑谷福祉会さんが引き継がない不動産の処分、元浜っ子さんの利用者のケアなどの案件も今後継続して関わっていくこととなります。

また、県は12月28日までに改善結果報告を提出するように指示しておりまして、市もそれを受けて特別監査の改善指導をしたいと考えております。

なお、閑谷福祉会さんは、県へ各事業の指定申請を提出し、許認可を受けて現在事業を展開しております。

また、浜っ子さんからは11月30日をもって法人の解散及び基本財産処分承認申請が提出されまして、12月末を期限に加算金を納付することを条件に承認いたしております。

浜っ子さんにつきましては、12月1日以降は閑谷福祉会さんが引き継がない不動産の処分や加算金の納付、コピー機等のリース物件の精算やその他の残務処理について令和4年1月31日をめどに行っていくとのことでございます。

以上、経過の報告をさせていただきましたが、加算金の納付や県への改善結果報告の提出期限が12月28日となっておりますので、次回以降の厚生文教委員会において一連の経過等の資料も用意し、説明をさせていただきたいと考えております。

2点目ですが、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金についてでございますが、国から対象者の拡大と期間の延長について要綱を改正を行う旨の通知がございました。

まず、対象者につきましては、社会福祉協議会の総合支援資金の再貸付けが終了した世帯に加えて、緊急小口資金や総合支援金の初回の貸付けを借り終えた世帯にも対象が拡大されました。また、最大月10万円を初回3か月に加えて再支給3か月を追加し、最大6か月間支給するものがございます。

当初は、7月1日から8月31日までを申請期限としておりましたが、11月30日まで延長されまして、さらに今回、令和4年3月30日までに延長されたことに伴いまして、備前市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援支給事業を実施要綱の一部を改正し、申請期限を令和4年3月31日までと変更しております。

○中西委員長 社会福祉課からの報告について質疑のある方おられますか。

○藪内委員 先ほど浜っ子の移転は、全員終わったということだったんですが、お話聞いたところ1人決まってないように聞いたんですが、どうでしょうか。

○新庄社会福祉課長 確かに1人決まっておりません。ただ、12月25日までに決定するというので今閑谷福祉会さんとか、もともと住所があった自治体の担当の方とかが今現在は奮闘していただいとるということで、現在は日生町内の民間の住宅に仮で居住しておるとのことでございます。

○藪内委員 すみません。最後までよろしくお願いします。

○中西委員長 ほかにはございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかには報告事項はありませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

\*\*\*\*\* 所管事務調査 \*\*\*\*\*

それでは、所管事務調査に移ります。

新型コロナウイルス蔓延の第6波に備えて、まず資料が少し出てますんで、資料の説明からお願いできたらと思います。

○森保健課長 すみません。配付しております集団接種と書いている資料で、数字のほうの訂正をしたものを再度配付させていただいております。

まず、11月7日、11月28日の集団接種のワクチン数につきまして、誤った数字を入れております。90ずつが180ずつということになりまして、集計で合計で1,956ということになります。大変申し訳ございませんでした。

訂正以前の資料につきましては回収のほうさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、新型コロナウイルス蔓延の第6波に備えてというところで少しご説明させていただきます。

まず、第6波への備えについて大切なことといたしましては、マスク会話、マスク会食、マスクの正しい着用などをうたっておりますマスク行動の遵守、それから3密の回避、手洗い、うがい、換気の徹底だと考えております。これらと併せまして3回目のワクチン接種をスムーズに進めていくことが大切ではないかと考えております。これらのことにつきましては、ホームページ等で広報していきたいと考えております。

配付しております資料を御覧ください。

まず、ワクチンの接種状況についてでございます。

12月13日時点のVRSデータでは、対象者3万1,102人に対しまして1回目の接種率は約86%、2回目の接種率は約85%となっております。

次の項目の3回目のワクチン接種についてでございますが、12月から医療従事者を対象に始まっております。2回目の接種完了から原則8か月経過後に3回目の接種が受けられます。このうち資料のワクチン追加接種3回目についてなんですけれども、2回目接種が完了した月ごとの3回目の接種券発送予定月を示しております。8か月目となる月の前の月の月末をめどに発送いたします。接種券が到着した方からコールセンター、ウェブ等で御予約いただき、接種していただくこととなります。

なお、ワクチンの供給量等により予約枠に影響が出た場合など、接種者に御迷惑をかける可能

性がある場合などが発生しそうなときには、発送時期を変更する場合があります。

ワクチン接種3回目の接種については、そういった形で実施したいと思っております。

それから、第6波が来てですね、備前市在住の方で新型コロナウイルス感染症への感染が確認された方や事業所等に対する支援といたしまして、前回の委員会でも申し上げましたが、マスク、消毒液等について、希望があれば備蓄品から提供するという事としております。

次に、資料の備蓄品（保健課）についてを御覧ください。

令和3年12月14日現在の備蓄量について示しております。

○中西委員長 病院の感染症の対応の手当の支給件数について一言御説明願います。

○濱山病院総括事務長 それでは、病院事業から提出しております資料について御説明いたします。

お手元に配付していただいております資料の上段の、今委員長言われました職種別における感染症対応手当の支給件数についてを御覧いただきたいと思っております。

こちらの資料は、病院事業職員に対する感染症対応手当の延べ支給件数を示したものです。

この感染症対応手当は、新型コロナウイルス感染症の患者またはその疑いのあるものに直接接して行う業務に従事した職員に、1日当たりで、業務内容によって若干異なるんですけども、日額3,000円または1,000円が支給されるものとなっております。

この資料につきましては、支給は令和2年12月から開始し、令和3年11月末時点での職種別における3病院の合計の支給件数につきましては、医師が1,070件、看護師が1,153件、診療放射線技師が246件、臨床検査技師が1,330件の合計3,799件となっております。

また、職種別の支給額につきましては、医師が136万8,000円、看護師が202万7,000円、診療放射線技師が24万6,000円、臨床検査技師が133万円、合計515万1,000円となっております。

次に、病院事業全体でのマスク等の在庫状況ですけども、マスクにつきましては11万4,750枚、手指消毒が229リットル、防護具が1,401セット、手袋が9万8,600枚となっております。

○中西委員長 報告を終わりましたが、皆さんの発言を許可いたします。

○立川委員 今病院事業会計のほうからは在庫状況をお示しいただきました。保健課のほうからは備蓄品ということでされておるんですが、これ全く別といいますか、プラスで考えたらいいわけですね。

○森保健課長 はい、お見込みのとおりでございます。

○立川委員 病院の在庫状況については大体予測がつくんですが、保健課で持っておられる在庫品はどういった管理をされておるのでしょうか。

そこの廊下に山積みとか、暗いところに放り投げとか、そういった状況で、保管状況はどんな

のかちょっと教えていただけますか。

○森保健課長 保管状況につきましては、吉永にあります総合保健施設と本庁舎で保管しております。

この備蓄の数につきましては、この数を毎年度更新していきたいと考えております。

1年たてば、その分については和気医師会等と相談しながら必要な箇所へ放出していくということで、毎年、いわゆる必要備蓄量と考えているものは備蓄していきたいと考えております。

○立川委員 保健課の分については、年に1度放出するよと。必要備蓄量を常に1年に1度入れ替えますと。医師会さんとも協力しながら必要なお配りしていますよということですね。決して、ひなたに出しようとか、黄色くなってからお使いいただけますかと、そんなことはないということでしょうか。よろしいですね。よろしくをお願いします。

○青山委員 ワクチン接種のことでお伺いします。

原則8か月経過後ということなのですが、世界的に6か月だとか、3か月でとかというふうなところもあったり、不確定な部分があると思うんですけど、もっと早期にということになったときの対応というのはどのように考えられとるんですか。

○森保健課長 早期にという話になれば、ワクチンの供給量にもよるんですけども、また和気医師会と協議しながら国の基準というか、それに沿って実施できるように進めていきたいと思っております。

○青山委員 何が起こるか分からない状況ですので、いろんなことを想定した準備をお願いしたいと思うんですけど、もう一つ、オミクロンがまた新しいコロナとして蔓延していると、そういうものとの重なった場合の対応なんかについてはどう考えられていますか。

ワクチン接種あるいはそういう感染によって医療体制ですね、そういったようなこと等の関連をどう考えるかということで。

○河井保健福祉部長 今までも医師会の先生方の御協力を基に、感染がそれなりに発生しとる中でも、ワクチン接種のほうは先生方に一生懸命頑張っていたいただいて現在まで来ているところでございます。

ですから、感染が広がらないというのが一番最善ではありますが、そういった事態になったとしても、ワクチン接種を並行で進めていただけるように、先生方にはしっかりとまたお願いしていきたいと考えております。

○中西委員長 ほかにはございませんか。

ないようでしたら、一つ備蓄品の保健課について、これは保健課のものだと思うんですが、危機管理はまた別個に持っているわけですか。

○森保健課長 危機管理はまた別で備蓄があるということを聞いております。

○中西委員長 はい。ほかにはございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

あと、今回は定例会ですので、皆さんのほうから何か話題提供、あるいは聞いておきたいというふうなことはございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、これで厚生文教委員会を終わります。

**午前 11 時 44 分 閉会**